

# ○尾道市総合計画策定条例

平成27年9月28日  
条例第34号

(趣旨)

第1条 この条例は、本市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るため、尾道市総合計画を策定することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 総合計画 本市の将来にわたる健全な発展と市民生活の安定及び生活環境の向上を図るために策定する市政の総合的な計画をいう。
- (2) 基本構想 本市の発展方向及び将来像を示し、これらを達成するために必要な施策の大綱を定めるもので、基本計画の基礎となるものをいう。
- (3) 基本計画 基本構想に基づき、基本的施策を明らかにしたもので、計画実施の基礎となるものをいう。

(尾道市総合計画審議会への諮問)

第3条 市長は、基本構想及び基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ、尾道市総合計画審議会条例(昭和47年条例第34号)第1条に規定する尾道市総合計画審議会に諮問するものとする。

(議会の議決)

第4条 市長は、前条に規定する手続を経て、基本構想を策定しようとするときは、議会の議決を経るものとする。

2 前条及び前項の規定は、基本構想の変更について準用する。

(基本計画の策定)

第5条 基本計画は、市長が、基本構想に即して策定し、又は変更するものとする。

(総合計画の公表)

第6条 市長は、総合計画を策定し、又は変更したときは、これを公表するものとする。

(総合計画との整合)

第7条 個別の行政分野における施策の基本的な事項を定める計画を策定し、又は変更するに当たっては、総合計画との整合を図るものとする。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、総合計画の策定に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(尾道市総合計画審議会条例の一部改正)

2 尾道市総合計画審議会条例の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略